

PCT NEWSLETTER

— 日本語抄訳 —

2007 年 6 月号 | No. 06/2007

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照ください。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT 条文又は規則と国内法令との不適合通知の取下げ

スウェーデン（PCT 第 22 条(1)、及び、PCT 規則 49 の 3.1(g)、49 の 3.2(h)）

スウェーデンは、2002 年 4 月 1 日に発効した改正 PCT 第 22 条(1) と国内法令との不適合を通知していましたが（PCT ニュースレター No. 02/2002 参照）、この度、指定官庁としてスウェーデン特許登録庁はその通知を 2007 年 7 月 1 日より取下げることを国際事務局に通報しました。

更に、PCT 第 22 条(3) 及び第 39 条(1)(b) に従って、スウェーデン特許登録庁は指定官庁又は選択官庁としての国内移行期限を国際事務局に通報しました。2007 年 7 月 1 日から発効する国内移行期限は優先日から 31 ヶ月となります。（PCT 第 I 章及び第 II 章における国内移行期限の一覧は更新されます。）

また、スウェーデンは、2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則 49 の 3.1(g)（受理官庁による優先権の回復の効果）及び、49 の 3.2(h)（指定官庁による優先権の回復）と国内法令が不適合であると通知していましたが（PCT ニュースレター No. 03/2006 参照）、指定官庁としてスウェーデン特許登録庁は 2007 年 7 月 1 日から当該通知を取下げることを WIPO に通報しました。

従って、PCT 規則 49 の 3.1(a)から(f)、そして、49 の 3.2(a)から(g)は 2007 年 7 月 1 日以降スウェーデン特許登録庁に適用されます。

上記適用に関係して、スウェーデン特許登録庁は、指定官庁（選択官庁）として、優先権の回復の基準は「相当な注意」を適用することを、PCT 規則 49 の 3.2(g) に基づいて国際事務局に通報しました。

カナダ（PCT 規則 51 の 2.2(c)）

カナダは、PCT 規則 51 の 2.2(a)(ii) と国内法令との不適合を通知していましたが（PCT ニュースレター No. 02/2001 参照）、この度、指定官庁としてカナダ知的所有権庁は当該通知を 2007 年 6 月 2 日より取下げることを国際事務局に通報しました。従って、指定官庁によって書類又は証拠を要求できない条件に関する PCT 規則 51 の 2.2(a)(ii) は、2007 年 6 月 2 日からカナダ知的所有権庁において適用されます。

新しい PCT Wheel

2006 年 1 月から 2007 年 12 月の優先日を対象とした新しい“PCT Wheel”を PCT ニュースレター（No. 05/2007）の紙版と一緒に送付しました。この“PCT Wheel”はオーストラリア、メルボルンにある“Davies Collison Cave”の弁理士によって作成されました。“PCT Wheel”によって、PCT ユーザは、優先権書類の提出期限、19 条補正の提出期限、国際予備審査の請求の提出期限、国内移行期限、及び、国際公開のための 18 ヶ月の日を調べることができます。“PCT Wheel”を単に基本となる日（優先日の月（優先権が主張されていない場合には国際出願日）、又は、国際調査報告（ISR）の送付日）に合わせるように回転させることで、回転版の穴から関係する日が見ることができます。

数に限りがございますが、“PCT Wheel”を入手したい方には無料で提供します。請求を以下

のご連絡先までお送りください。

Fax: (41-22) 740 18 12

e-mail: publications.mail@wipo.int

なお、PCTの基本的な期限を計算する“PCT Time Limit Calculator”（PCTタイムリミット計算システム）がウェブにおいて無料で利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html

当該計算システムの詳細はPCTニュースレター No.03/2006をご参照ください。

セルビアとモンテネグロ最新情報：PCTと欧州特許の拡張

2007年5月23日付けで、欧州特許庁（EPO）が旧セルビア・モンテネグロ連邦との協力と拡張協定に関する情報を発表しました。セルビアとモンテネグロに対するPCTの適用について（1(a)及び2(a)）、及び、欧州特許庁によって発表された欧州特許への拡張に関する情報の概要について（1(b)及び2(b)）以下に説明します。

（1）セルビア

(a) PCTの適用

PCTニュースレター No. 10/2006に記載したとおり、2006年6月3日にモンテネグロ共和国の議会によって採択された独立宣言を受けて、セルビアは2006年6月3日以降もPCTの効力は引き続き当該国において適用される旨の宣言を2006年9月19日に提出しました。その宣言に従い、セルビアの国民と住民は国際出願を出願できることとなります。また、セルビアは2006年6月4日以降に出願された国際出願において自動的に指定されます。2006年6月4日より前に出願された国際出願であって、セルビア・モンテネグロ連邦を指定していた国際出願はセルビアを指定しているとみなされます。詳細はPCTニュースレター No. 11/2006をご参照ください。

(b) 欧州特許の拡張

2006年6月3日より前には、セルビア・モンテネグロに対して欧州特許が拡張可能でした。セルビア共和国政府は、セルビアがユーゴスラヴィア連邦共和国と欧州特許機構の間の協定における権利を引き続き行使し、義務を果たすことを2006年11月27日に欧州特許庁に通報しました。2001年11月26日付けの当該協定は特許分野の協力について記載されており、セルビア・モンテネグロ連邦によって署名及び批准がされています。従って、セルビアに対して欧州特許の拡張が可能です。詳細な情報は2007年5月23日付けの欧州特許庁からの発表をご参照ください。

www.epo.org/patents/law/legal-texts/InformationEPO/archiveinfo/20070523.html

（2）モンテネグロ

(a) PCTの適用

モンテネグロの独立宣言（PCTニュースレター No. 10/2006）に関係する情報、及び、2006年6月3日から引き続きモンテネグロにおいてPCTが適用されることがPCTニュースレターNo. 01/2007に掲載されています。現在は、モンテネグロが提示した規則案に対して国際事務局から意見を提出しているところです。当該規則は、独立より前に出願され、セルビア・モンテネグロを指定している国際出願がモンテネグロにおいて有効となるような法的な根拠を与えるものです。当該規則はセルビアで手続が進められている国際出願、及び、国際出願に基づいてセルビアで与えられた特許についても規定しています。国際事務局はモンテネグロからの連絡を待っているところです。

国際事務局に当該規則の最終版が通報された際には、モンテネグロで国際出願又は特許が有効となることを望む出願人が取るべき手続や顕著な事項を明確にするための情報を公表する予定です。

(b) 欧州特許の拡張

上述のとおり、セルビアに対しては欧州特許を拡張することができます。しかし、欧州特許機構と旧セルビア・モンテネグロ連邦との間の協力と拡張協定に関して、モンテネグロ共和国政府から今のところ欧州特許庁に対して連絡がないことを、欧州特許庁が公表しています。欧州特許庁がこの件に関する更なる情報を入手した場合には、新たな発表がされる予定ですが、現時点で得られる情報は次のとおりです。

「... 欧州特許庁は以下の想定に基づいて協力と拡張協定の適用をします：」

「セルビアが協力と拡張協定に示された連邦の法的な継承国です。2006年6月4日から協力と拡張協定はモンテネグロの領土には適用されません。2006年6月3日より後に出願された欧州特許出願若しくはPCT出願であって、欧州段階に移行され、取得された欧州特許はセルビア領土のみに拡張が可能です。」

「2006年6月3日までに提出された審査結果待ちの欧州特許若しくはPCT出願であって、欧州段階に移行され、取得された欧州特許の保護はセルビア領土に拡張可能です。欧州特許庁はセルビア及びモンテネグロ当局と協力し、そのような出願や特許による保護がモンテネグロ領土まで拡張されるのか明確にする努力を行っているところです。」

詳細は上記のEPOの発表をご参照ください。

PCT 最新情報

CH : スイス (所在地及びあて先、電話及びファクシミリ番号、eメール及びインターネットアドレスの変更)

RU : ロシア連邦 (受理官庁に対する各種手数料の変更)

調査手数料及び国際調査に関係するその他手数料の変更 (欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦)、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

2007年6月7日から、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦) による国際調査のために支払うUSDの額とCHF及びEURの換算額が変更になります。また、その他の国際調査に関係する手数料も変更になります。

2007年8月1日から、米国特許商標庁による国際調査のために支払うNZDの換算額が変更されます。また、欧州特許庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁による国際調査のために支払うUSDの換算額が変更になります。

インターネット最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en/>)

- 品質報告書
PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの第 21.17 項及び第 21.18 項に従い、国際調査及び予備審査機関が、国際機関としての業務のために実施している品質管理システムについての年次報告を作成します。2006 年の報告書が以下のアドレスで参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html
- ドイツ語のウェブサイト
ドイツ語のユーザの使い勝手を改善するためにドイツ語のウェブサイトが改善されました。ドイツ語の翻訳が利用できない場合を含む、英語及び仏語の資料へのリンクが設けられました。
www.wipo.int/pct/de/
- ドイツ語版 PCT 規則
2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則のドイツ語版 (PDF フォーマット) が参照可能です。

www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf

- PCT 規則の改正：ビデオ講演
2007 年 4 月 1 日に発効する PCT 規則改正の概要についての仏語、日本語、及び、ロシア語のビデオ講演が以下のウェブサイトで見ることができます。
www.wipo.int/pct/fr/video/files/changes07_256.asx
www.wipo.int/pct/ja/video/files/changes07_256.asx
www.wipo.int/pct/ru/video/files/changes07_256.asx
- PCT 経由の広域特許
広域特許が取得できる PCT 締約国の一覧が 2007 年 6 月 1 日付けで更新されて参照可能です。
www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/reg_des.pdf

国際出願の電子出願及び処理

PCT-SAFE／epoline[®] オンライン出願ソフトウェアを用いた場合に、頁の計数に問題が生じる可能性

PCT-SAFE ソフトウェア 又は epoline[®] オンライン出願ソフトウェア を完全な電子形式の国際出願のために用いた場合（特に、2007 年 4 月 1 日発効の PCT 規則の改正に合わせたソフトウェアのバージョンを用いた場合）、限られた数ではありますが、出願人側（当該ソフトウェアを用いた出願人のソフトウェア）の願書の頁数と、サーバ側（受理官庁サーバ）における頁数とが異なる場合が生じています。スタイルシートの相違によって、出願人側の行間がサーバ側よりも大きくなってしまふことがあり得ることが判明しています。

当該ソフトウェアの問題によって願書の頁数の不一致が生じた場合に、国際事務局は、三十枚を超える用紙毎に支払う額に関して、出願人に不利益を生じさせないようにします。従って、国際事務局は次の手続を採用します。また、他の受理官庁にも同様な問題が生じた場合に、料金の問題に対して同様な解決策を採用することを勧めています。

- 出願人側でサーバ側よりも多くの頁を示していた場合には、出願人は国際出願手数料として、三十枚を超える用紙毎に支払う額を多く支払うことがあります。その場合には受理官庁は出願人に差額を払い戻します。
- 出願人側よりもサーバ側が多く頁を計数していた場合には、受理官庁は追加の頁に対する料金を徴収しません。

この問題を解決するための、行間を一致させる PCT-SAFE ソフトウェアのパッチ・プログラムが 2007 年 5 月 25 日にリリースされました。全ての PCT-SAFE 登録ユーザには連絡済みです。

（詳細は、以下の PCT-SAFE の更新を参照）

欧州特許庁もこの問題を解決するソフトウェアのためのパッチ・プログラムを間もなくリリースします。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアント パッチ・プログラムのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアのための 2007 年 5 月 25 日付けの更新パッチ・プログラムが PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

www.wipo.int/pct-safe/en/support/download_client.htm

当該パッチ・プログラムは 2007 年 4 月 1 日版の PCT-SAFE クライアント ソフトウェア（Version 3.51.018.193）の更新用です。クライアント ソフトウェアのその他のバージョン

の更新には使用できません。

当該パッチ・プログラムによって次の更新がされます。デンマーク、フィンランド、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン及びイギリスを受理官庁として出願するための 2007 年 4 月 1 日版願書の作成が可能になります。また、願書中に東欧諸国言語が正しく表示されるようになります。更に、PCT-SAFE ソフトウェアを用いて受理官庁としてのドイツ特許商標庁にオンライン出願が可能となります。

更なる情報は PCT-SAFE ウェブサイトをご参照ください。

www.wipo.int/pct-safe/en/index.htm

手数料の支払い請求に関する再度の注意喚起

PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしておりますが、PCT の出願人や代理人が国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態が引き続き生じています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。

請求書は特定の PCT 出願を国際公開番号、公開日、発明の名称、国際出願番号、優先権に関する情報、IPC で特定しています。典型的な請求書にはユーロ又は US ドルで様々な国に対してチェックでの支払、及び／又は、送金するように記載されています。

最近、国際事務局に送られて来た請求書（ODM-Office Data Management、及び、IOPTS-International Organization for Patent and Trademark Service からの請求書）はそれぞれ EUR 981.50 及び EUR 1,499.50 をスロバキア及び米国の銀行に支払うように記載されています。類似の請求書は以下のアドレスで参照可能です。

www.wipo.int/pct/en/warning/odm.pdf

www.wipo.int/pct/en/warning/iopts.pdf

WIPO ウェブサイト (www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm) では、同様な請求書を送付している企業名の一覧をご覧いただけます。

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

組織内で手数料の支払いを管理している担当者に上記の情報を周知することをお勧めします。疑わしい手数料請求書を受け取った場合には、WIPO の以下の連絡先にお問合せください。

電話番号 : (41-22)338 83 38

ファクス番号 : (41-22) 338 83 39

e-mail : pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス（欠陥の補充の求めがされていない場合における、差替え図面の提出）

Q: 国際出願を出願する際に、急いで作成した図面を提出してしまいました。その図面は十分な品質を担保していないと思われれます。しかし、今のところ、より良い品質の差替え図面を提出することを受理官庁から求められていません。受理官庁によって欠陥の補充の求め（様式 PCT/RO/106）が送られていない場合であっても、差替え図面を提出することは可能でしょうか。もし、可能であれば、期限はいつでしょうか。更に、国際事務局が国際公開後に差替え図面を受け取った場合には、指定官庁に送付してもらえるのでしょうか。

A: もし、提出した図面の品質が不十分であるのなら、受理官庁からの国際出願の欠陥の補充の求めを待つ必要はありません。図面の形式的な訂正をするために、出願人自らの判断で PCT 規則 26 に基づく差替え用紙を提出することが可能です（PCT 受理官庁ガイドライン、

第 209 項参照：www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf）。受理官庁による求めがなくとも差替え用紙を提出できるのは図面に限りません。国際出願の文字についても同様に適用されます。ご質問の場合では、受理官庁は訂正の求めの必要性を認めていないのかもしれませんが。しかし、受理官庁が訂正の求めをしなかったからといって、国内段階で PCT 規則 11 に基づく要件に適用することを指定（選択）官庁が出願人に求めることは可能です。

紙形式で出願された図面又は文字の品質が十分であるか否かを判断する際には、国際事務局によって公開目的でその頁がスキャンされることを年頭に置く必要があります。また、国際出願を 1 通のみ提出することを要求している受理官庁によっては、当該受理官庁が検索目的で（コピーまたはスキャンによって）国際出願の写しを準備することがあります。従って、図面の低品質の写しは調査の質に影響する可能性があります。

差替え用紙は、国際事務局ではなく、直接受理官庁に送る必要があります。そして、国際公開のために受理官庁から国際事務局にその用紙が送付されます。受理官庁から欠陥の補充が求められていない場合には、受理官庁に差替え用紙を提出する期限はありません。しかし、受理官庁の送付によって、国際公開の技術的準備が完了（通常、公開日の 15 日前）する前までに、国際事務局がその用紙を受理できるようにするためには、その用紙を十分な余裕を持って受理官庁に送る必要があります。その用紙が国際事務局に間に合って受理された場合には、国際公開の一部として公開されます。

もし、国際事務局による図面の受理が間に合わなかった場合には、指定官庁にはその図面は送付されません。国内段階において、各指定官庁に個別に差替え用紙を提出する必要があります。受理が間に合わなかった図面は WIPO ウェブサイトで公開される国際特許出願のデータベース（PatentScope）からは参照できません。しかし、国際事務局の有する一件書類に含まれることとなりますので、以下の方法で参照可能となります。

- 規則 94.1(a) に基づいて、手数料の支払いを条件として、出願人の承諾を得た者に対して当該図面は送付されます。
- 規則 94.1(b) に基づいて、手数料の支払いを条件として、国際出願の国際公開後、いかなる者に対しても当該図面は送付されます。

従って、受理官庁から訂正の求めを受領していない場合であっても、最初に提出した用紙ではコピーやスキャンによって公開の明瞭性が満たされない場合には、差替え図面を PCT 手順のできるだけ早い段階に提出することをお勧めします。

図面の形式的な要件については、PCT 出願人の手引きの第 I 巻 第 143 項から第 178 項をご参照ください。

www.wipo.int/pct/guide/en/

図面の欠陥の補充に関する詳細な情報については、PCT ニュースレター No. 01/2005、第 7 頁、実務アドバイスをご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧